第23回 定時株主総会招集ご通知



東証プライム証券コード 8715

www.anicom.co.jp



株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社の 第23回定時株主総会の招集ご通知をお送り申し上げます。

激変した世界情勢や加速する技術進歩等により、ますます社会全体を孤独感が覆うようになりました。その孤独を癒してくれるペットは、不安定な世界情勢や加速する技術進歩等のカウンターバランスとして、近年その存在価値がますます高まっています。これに伴い、昨年度は大手保険会社を含むペット保険への新規参入が続き、ペット保険戦国時代の様相を呈するようになりました。

保険商品のなかでもペット保険において特徴的なことは、かけがえのない家族の中で最も守るべき存在であるペットをリレーションキーとして、保険会社と顧客が深く繋がり得ることです。数多あるペット保険会社の中でも、顧客と「ペットを心の底から愛する価値観」で繋がり、顧客の真の保険加入ニーズである「病気や怪我をした際に受け取る保険金よりも、そもそも愛するペットが傷病をせずに健康でいられることへの支援」に対する理解および具体策を提供できるのは、当社グループのみと自負しております。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援・ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

アニコム ホールディングス株式会社 代表取締役

小麻伸昭



証券コード:8715

2023年6月7日

(電子提供措置の開始日 2023年5月31日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 アニコム ホールディングス株式会社 代表取締役 小森 伸 昭

第23回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトに「第23回 定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(https://www.anicom.co.jp/ir/stock/shareholder/)

また、上記のほか、インターネット上の以下ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

(https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show)



上記のウェブサイトにアクセスして、会社名「アニコム」または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2頁の「議決権行使のご案内」に従いまして、2023年6月22日(木曜日)午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1.日 時 2023年6月23日(金曜日)午後2時 **2.場** 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

住友不動産新宿グランドタワー5階

ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

- 1. 2022年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 2022年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。 ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

1 インターネットで議決権を行使する方法



スマートフォン等の場合「スマート行使」

スマートフォン等により議決権行使書用紙の専用QRコードを読み取ることで、1回に限り、「議決権行使コード」「パスワード」を入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。ログイン後、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

※QRコードは、株式会社デン ソーウェーブの登録商標です。

パソコンの場合(2回目以降のスマートフォン等の場合)

議決権行使サイトにアクセスのうえ、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力 ください。

議決権行使サイト https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

行使期限 2023年6月22日(木曜日)午後6時入力完了分まで有効

2 書面(郵送)で議決権を行使する方法



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、ご返送ください。 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたもの として取り扱わせていただきます。

行使期限 [|] 2023年6月22日(木曜日)午後6時到着分まで有効

3 株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2023年6月23日(金曜日)午後2時

≪議決権の取り扱い≫

- (1) 書面 (郵送) 及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を 有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 各議案につき賛否の表示をされない場合には、賛成の表示があったものとして取り扱います。

お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル **500** 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時~午後9時)

≪ご参考≫

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

事前質問の受付についてのご案内

第23回定時株主総会の開催に先立ち、当社経営や事業に関するご質問をお受けいたします。 株主の皆様のご関心が高いと思われる事項につきましては、本総会で取り上げさせていただく予 定です。

受付期間

2023年5月31日 (水) から2023年6月16日 (金) 午後6時まで

入力方法

https://forms.office.com/r/qhnyFSrXcx

URLもしくはQRコードより、質問受付専用サイトにアクセスし、 事前質問受付フォーム」に入力してください。

**QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



<ご留意事項>

- ▶ ご質問・ご意見をご登録できるのは株主様ご本人に限ります。
- ▶ ご質問・ご意見を承りますが、回答をお約束するものではございません。また、個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ▶ 招集通知に同封の議決権行使書用紙をご用意いただき、株主番号等の入力をお願いいたします。ご入力いただいた内容に不備があった場合は、ご質問等はなかったものとして取り扱わせていただきます。
- ▶ ご入力いただいた個人情報はご質問の回答のためだけに使用させていただきます。 詳しくは、当社プライバシーポリシー (https://www.anicom.co.jp/policy/) をご覧ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

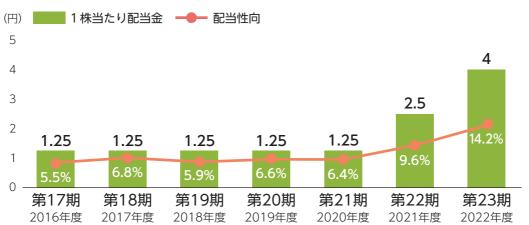
当社は、株主の皆様に対する利益還元が重要な経営課題のひとつであるとの認識のもと、財務健全性と資本効率を踏まえ、中長期的な視野から、継続的・安定的な利益配分を行っていくことを基本方針としております。

当連結会計年度におきましては、「中期経営計画2022-2024」の初年度であり、第二期創業期における経営ビジョンに沿って、更なる企業価値の向上を実現すると同時に、資本・リスク・リターンのバランスを取りながら、段階的な株主還元の改善を図り、2024年度に向けて配当性向20%水準を目指すこととしております。

これらを踏まえて検討した結果、当期の期末配当金につきましては、増配とし、以下のとおり といたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
 - 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金4円00銭 総額は324,990,736円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年6月26日

(ご参考) 株主還元の実績



(注) 当社は、2020年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っております。2016年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり配当金」を算定しております。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員(7名)は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の効率化のために1名減員し、社外取締役4名を含む取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選任については、客観性・透明性を確保する観点から、独立社外役員を中心とした当社取締役会の諮問委員会である「指名・報酬・ガバナンス委員会」にて審議し、取締役会にて決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	性別	当社における 地位	取締役会 出席状況
1	東任 小森伸昭	男性	代表取締役 社長執行役員	100% (14回/14回)
2	首 瀬 由美子	女性	代表取締役 副社長執行役員	100% (14回/14回)
3	再任 社外 独立 た なか 栄い しょち 一	男性	取締役	100% (14回/14回)
4	用任 社外 独立 ***	男性	取締役	90% (9回/10回)
5	再任 社外 独立 デイビッド・G・リット	男性	取締役	100% (10回/10回)
6	再任 社外 独立 武 見 浩 充	男性	取締役	100% (10回/10回)

⁽注) 尚山勝男氏、デイビッド・G・リット氏及び武見浩充氏の出席状況については、取締役就任後に開催された取締役会を対象としています。なお、武見浩充氏は、監査役を退任するまでに開催された取締役会には、4回全てに監査役として出席しています。



所有する当社の株式数 1,667,800株 在任年数

22年11ヶ月 取締役会への出席状況 $14 \, \text{m} / 14 \, \text{m} \, (100\%)$

候補者番号

小森 伸昭 (1969年5月2日生)

再任

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1992年 東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社)入社

2000年 当社設立 代表取締役社長

2017年 株式会社AHB 取締役 (現任)

2018年 アニコム損害保険株式会社 取締役・会長執行役員 (現任)

2018年 当社 代表取締役・社長執行役員 (現任)

2020年 アニコム先進医療研究所株式会社 取締役 (現任)

2021年 アニコム パフェ株式会社 取締役 (現任)

(担当)

総括、内部監査室

取締役候補者とした理由

同氏は、当社の創業者であり、2000年の創業以来、代表取締役として当社グループの経営全般を統括し経営を牽 引してまいりました。損害保険事業に関する十分な知識・経験に加え、会社経営に必要な広範な知識・経験・判断 力を有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式数 851.800株

在任年数

3年 取締役会への出席状況

 $14 \, \text{m} / 14 \, \text{m} \, (100\%)$

候補者番号

首瀬 由美子 (1967年9月8日生)

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1991年 東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社)入社

2000年 当社 入社

2003年 当社 取締役

2005年 当社 常務取締役

2010年 アニコム損害保険株式会社 常務取締役

2015年 同計 専務取締役

2018年 同社 取締役・専務執行役員 (現任)

2018年 当社 専務執行役員

2020年 当社 取締役・専務執行役員

2022年 当社 代表取締役·副社長執行役員 (現任)

(担当)

コンプライアンス推進部、リスク管理部、人事管理部、知的財産部、DX企画部

取締役候補者とした理由

同氏は、当社創業メンバーの一人であり、2000年の創業以来、当社グループの経営全般に関与してきており、現 在は、当社の代表取締役副社長執行役員として人事、コンプライアンス及びリスク管理の各部門を担当し、内部管 理体制の強化に貢献するとともに、知的財産及びDX企画を担当し、当社グループの知的財産戦略やデジタル化の 推進に貢献しております。これらの経験を通じて、保険会社グループとしての会社経営に必要な知識・経験・判断 力を有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式数

在任年数

取締役会への出席状況

 $14 \, \text{m} / 14 \, \text{m} \, (100\%)$

候補者番号

田中

(1953年11月25日生)

「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」

1978年 郵政省 入省

2007年 総務省 総合通信基盤局 電波部長

2008年 同省 大臣官房総括審議官

2010年 同省 大臣官房長

2010年 同省 情報流通行政局長

2012年 同省 総務審議官

2013年 損保ジャパン日本興亜株式会社(現損害保険ジャパン株式会社) 顧問

2015年 NTTコミュニケーションズ株式会社 常務取締役 2019年 一般財団法人放送セキュリティセンター 理事長

2019年 GCストーリー株式会社 監査役 (現任)

3年 2020年 当社 社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、郵政省及び総務省の要職を歴任されてきたことに加え、NTTコミュニケーションズ株式会社では、会社経 営に関与されるとともに、事業とSDGsを関連付けた取組みにも深く携われてこられました。SDGsへの企業の貢 献が期待される中、これらの経験を通じて培われた専門的な知識等を当社の経営に活かし、当社取締役会に貴重な 提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するため、社外取締役として選任をお願 いするものであります。



所有する当社の株式数

在任年数

取締役会への出席状況

9 @ / 10 @ (90%)

候補者番号

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1978年 アサヒビール株式会社(現 アサヒグループホールディングス株式会社)

入社

2008年 同社 理事 東関東統括本部長

2011年 同計 執行役員 中国統括本部長

2013年 株式会社エルビー 代表取締役社長

2016年 アサヒグループ食品株式会社 専務取締役

2017年 同社 代表取締役社長

2021年 アサヒグループホールディングス株式会社 社友 (現任)

2022年 亀田製菓株式会社 社外取締役 (現任)

2022年 当社 社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、アサヒビール株式会社などにおいて要職を歴任されるとともに、アサヒグループ食品株式会社において代 表取締役社長を務められるなど、企業経営や食品事業に関する豊富な経験・見識を有しています。これらの経験や 見識に基づき、当社グループにおいて取り組む様々な事業など当社経営に対する助言や指導を行っていただくとと もに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するため、社外取締役として選任をお願いするものでありま す。



所有する当社の株式数

在任年数

取締役会への出席状況 10 - / 10 - (100%) 候補者番号

デイビッド・G・リット (1962年10月10日生)

「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」

1988年 米国第9巡回区控訴裁判所アルフレッド・T・グッドウィン判事付書記官

1989年 米国カリフォルニア州弁護士登録

1990年 米国最高裁判所アンソニー・M・ケネデイー判事付書記官

1991年 コロンビア特別区弁護士登録

1991年 O'Melveny & Myers LLP 入所 弁護士

2007年 モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所入所 弁護士

2012年 株式会社デネブ再生可能エネルギー 代表取締役最高経営責任者

2015年 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授 (現任)

2020年 外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所入所 外国法

事務弁護士 (現任)

2022年 当社 社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、慶應義塾大学ロースクール教授、外国法事務弁護士としての豊富な経験と国際法務の分野における専門的 な知見に加え、再生エネルギー企業の代表取締役を務められるなど企業経営やSDGsの分野においても知見を有し ています。これらの経験や知識・見識に基づき、当社経営に対する適切な助言や適切な監督機能を果たしていただ くことを期待するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式数

候補者番号

浩充

(1952年12月16日生)

「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」

1975年 日本開発銀行(現 株式会社日本政策投資銀行)入行

1982年 米ロチェスター大学 経営大学院 修了 MBA

1998年 米ハーバードビジネススクール

AMP (上級管理職プログラム) 修了

2001年 設備投資研究所 副所長

2004年 株式会社新銀行東京 (現 株式会社きらぼし銀行) 執行役

2006年 千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科 教授(分野:(経営学)コー

ポレート・ガバナンス、コーポレート・ファイナンス)

2007年 千葉商科大学大学院政策研究科博士課程 修了 博士 (政策研究) 在任年数

2017年 当社 社外監査役

2022年 当社 社外取締役 (現任) 取締役会への出席状況 2023年 千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科 名誉教授、客員教授(分野:

コーポレート・ガバナンス、企業倫理、ファイナンス、経済学) (現任) 10 m / 10 m (100%)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、深い学識に裏付けられたコーポレート・ガバナンス及びコーポレート・ファイナンスに関する豊富な経 験・実績・見識を有しております。また、金融機関において経営に関与された経験も有しており、これらの幅広い 経験や知見を当社の経営に活かし、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するため、社外取締役として選 任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。 2. 田中栄一氏、尚山勝男氏、デイビッド・G・リット氏及び武見浩充氏は、社外取締役候補者であります。 田中栄一氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年であり、尚山勝男氏、デイビッ ド・G・リット氏及び武見浩充氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。なお、当社は、田中栄一氏、尚山勝男氏、デイビッド・G・リット氏及び武見浩充氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独 立役員として届け出る予定であります。
 - 3. 当社は、田中栄一氏、尚山勝男氏、デイビッド・G・リット氏及び武見浩充氏との間で会社法第427条第 1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約 に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再 任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 - 4. 百瀬由美子氏の所有する当社の株式数は、特定有価証券信託にて保有する株式を含めた実質所有株式数を 記載しております。
 - 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結してお り、当該保険契約の内容の概要は、事業報告24頁に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認さ れますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時にお いても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役の須田邦之氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1 名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者の選任については、客観性・透明性を確保する観点から、独立社外役員を中心とした当社取締役会の諮問委員会である「指名・報酬・ガバナンス委員会」にて審議し、取締役会にて決定しております。

また、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。



所有する当社の株式数

青山 慶二 (1949年2月2日生)

新任

社 外

独立

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1973年 国税庁入庁

1987年 在香港日本国総領事館(領事)

1998年 国税庁国際業務 課長

2003年 ニューヨーク大学ロースクール 客員研究員

2004年 国税庁 審議官(国際担当)

2006年 筑波大学大学院ビジネス科学研究科 教授(租税法)

2009年 経団連21世紀政策研究所 国際租税委員会 研究主幹 (現任)

2012年 早稲田大学大学院会計研究科 教授(租税法)

2019年 株式会社野村資産承継研究所 税務顧問 (現任)

2019年 ジェネシスヘルスケア株式会社 社外監査役 (現任)

2020年 千葉商科大学大学院 会計ファイナンス研究科 客員教授 (現任)

社外監査役候補者とした理由

同氏は、国税庁で税務行政の多様な分野に携わってこられ、企業会計・税務に関する相当の知見を有しておられます。また、教育・研究・社会貢献活動においても優れた業績を残しておられ、国際税務分野での第一人者として、高い評価を得ています。これらの専門的な知識・経験と高い見識を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 青山慶二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 青山慶二氏は、社外監査役候補者であります。同氏は新任の候補者であります。同氏は社外監査役となる こと以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての 職務を適切に遂行できると判断しております。また、同氏の選任が承認された場合には、同氏を新たに株 式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 - 3. 青山慶二氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
 - 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告24頁に記載のとおりです。青山慶二氏の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 社外取締役及び社外監査役(候補者含む) の専門性と経験(スキルマトリックス)

					企業経営	財務・ 会計・ ファイ ナンス	人材 マネジ メント	リスク マネジ メント	法務・コ ンプライ ア ン ス	研究開 発・生 命科学	国際性
	⊞	中	栄	_	•		•	•			
取締	尚	Ш	勝	男	•		•	•			
取締役	デイビ	ッド	· G ·	リット	•			•	•		•
	武	見	浩	充	•	•	•				
	岩	本	康一	一郎				•	•		
監 査 役	伊	藤	公	_						•	•
	青	Ш	慶	=		•			•		•

(ご参考) 取締役・監査役候補者の選任方針

当社グループの経営戦略・経営課題について客観的かつ多角的な視点で議論を行うことを目的として幅広い分野において高い知見を持つ経営者等を選定しており、「グループコーポレートガバナンス基本方針」において、取締役及び 監査役の選任方針について以下の通り定めています。

(取締役の選任要件)

- 1 当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役は、会社の業態をよく理解し、会社経営に必要な広範な知識を有し、取締役会の構成員として会社の重要な業務執行を決定するに十分な判断力を有している者とする。
- 2 当社およびアニコム損害保険株式会社の社外取締役は、前項に定める要件を満たすことに加え、企業経営、金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM(ヒューマン・リソース・マネジメント) 等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、第14条に定める独立性判断基準を満たす者とする。
- 3 アニコム損害保険株式会社の常務に従事する取締役は、第1項に定める要件を満たすことに加え、保険業法 第8条の2に規定する「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経 験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。

(監査役の選任要件)

- 1 当社およびアニコム損害保険株式会社の監査役は、監査役としての職務能力、過去の実績・経験等を勘案し、質の高い監査を実施することによって、会社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与することができる者とする。
- 2 当社およびアニコム損害保険株式会社の社外監査役は、前項に定める要件を満たすことに加え、企業経営、 金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM(ヒューマン・リソース・マネジメント) 等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、第14条に定める独立性判断基準を満たす者とする。
- 3 アニコム損害保険株式会社の監査役は、前2項に定める要件を満たすことに加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。

(ご参考) 社外取締役の独立性に関する基準

金融商品取引所が定める要件及び基準に従い、「グループコーポレートガバナンス基本方針」において、社外役員の独立性判断基準について以下のとおり定めています。

当社の社外取締役および社外監査役については、以下のいずれにも該当しない場合に、当社からの独立性があると判断する。

- ① 当社またはその子会社の業務執行者である者
- ② 過去10年間において当社またはその子会社の業務執行者であった者
- ③ 当社もしくはアニコム損害保険株式会社を主要な取引先とする者 (直近事業年度における当社またはアニコム損害保険株式会社との取引額が、その連結売上高の2%以上の者をいう。) またはその業務執行者である者
- ④ 当社もしくはアニコム損害保険株式会社の主要な取引先である者(直近事業年度における当社またはアニコム損害保険株式会社との取引額が、当社の連結経常収益の2%以上の者をいう。)またはその業務執行者である者
- ⑤ 当社もしくはアニコム損害保険株式会社が、その資金調達において必要不可欠とし、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大□債権者またはその業務執行者である者
- ⑥ 当社またはアニコム損害保険株式会社から寄付を受けている法人、組合その他の団体であって、直近事業年度における当該寄付の額が一定額(1,000万円または当該団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。)を超えるものの業務執行者である者
- ⑦ 当社またはその子会社の取締役、監査役または執行役員の配偶者または三親等以内の親族である者
- ⑧ 当社またはアニコム損害保険株式会社から役員報酬以外に報酬を受けているコンサルタント、会計士、弁護士その他の専門家であって、直近事業年度における当該報酬の額が一定額(1,000万円または当該専門家が所属する法人、組合その他の団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。)を超えるもの
- ⑨ 直近事業年度末において、当社の総株主の議決権の10%以上の議決権を保有する者またはその業務執行者である者

以上

2022年度 (2022年4月1日から) 事業報告

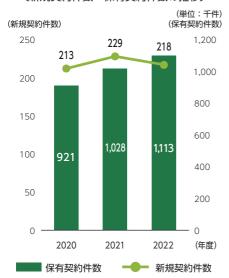
1. 保険持株会社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

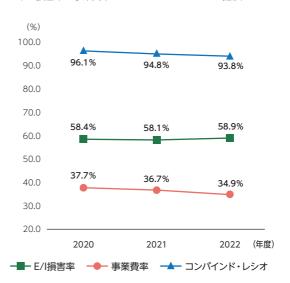
アニコムグループは、保険持株会社である当社、100%子会社であるアニコム損害保険株式会社、アニコムパフェ株式会社、アニコム先進医療研究所株式会社及び株式会社シムネットの5社により構成されており、損害保険事業(ペット保険事業)を中心に、動物病院支援事業、保険代理店事業、動物医療分野における研究・臨床事業に加えて、ブリーダーマッチングサイトの運営事業等のサービスを提供しております。

当社グループの中核子会社であるアニコム損害保険株式会社の重点施策と位置付けている「ペット保険の更なる収益力向上」に向け、販売チャネルの営業活動強化などに注力したことに加え、堅調なペット飼育需要が継続していることにより、保有契約数は1,113,144件(前期末から84,313件の増加・同8.2%増)と、順調に増加しております。また、E/I損害率^{注1)}については、新型コロナウイルスの影響が飼い主の行動に与える変化の影響も出尽くし、安定化してきましたが、58.9%と前年同期比で0.8pt上昇いたしました。既経過保険料ベース事業費率^{注2)}は、規模拡大に向けた積極投資や「どうぶつ健活」(腸内フローラ測定+健康診断)の申込数の増加などを踏まえても、34.9%と前年同期比で1.8pt改善いたしました。この結果、両者を合算したコンバインド・レシオ (既経過保険料ベース) は前年同期比で1.0pt改善し93.8%となりました。

[新規契約件数・保有契約件数の推移]



[E/I損害率・事業費率・コンバインド・レシオの推移]



また、当社グループでは、第二期創業期の歩みを更に加速させる取組みを推進しており、あらゆるデータから、病気・ケガを分析し、「健康度」を見る予防型保険会社グループへ成長するため、新規事業の重点施策に対する取組みを加速させております。遺伝子検査事業については、避けられる遺伝病を親と子の遺伝子検査によって回避し、更に科学・技術・データに医療のサポートを加えたブリーディング支援に繋げていきます。加えて、「どうぶつ健活」によるどうぶつの健康チェックの普及、共生細菌をキーにしたフード開発・販売、生活習慣コンサル等の事業化を進めております。更に、どうぶつ医療における高度先進医療(細胞治療、再生医療)を実用化し、拡大を図るとともに、カルテ管理システム事業の拡大(予約システム等の機能の充実)等とあわせ、データの更なる活用による予防法の開発、ペット関連事業の海外展開を目指しております。

以上の結果、当社グループにおける連結成績は次のとおりとなりました。

保険引受収益50,781百万円(前期比7.3%増)、資産運用収益834百万円(同22.7%増)、新規事業等を含むその他経常収益4,912百万円(同2.1%減)を合計した経常収益は56,528百万円(同6.6%増)となりました。一方、保険引受費用35,664百万円(同6.4%増)、営業費及び一般管理費15,350百万円(同4.7%増)などを合計した経常費用は52,842百万円(同6.0%増)となりました。この結果、経常利益は3,685百万円(同16.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は2,284百万円(同8.2%増)となりました。

(単位:百万円)



注1) E/I損害率:発生ベースでの損害率

(正味支払保険金+支払備金増減額+損害調査費) ÷既経過保険料にて算出

注 2) 既経過保険料ベース事業費率:発生ベースの保険料(既経過保険料)に対する発生ベースの事業費率 損保事業費÷既経過保険料にて算出

(対処すべき課題)

近年、日本の15歳未満の人口は減少を続けており、約1,400万人である一方、犬猫の飼育 頭数はそれを上回る約1,600万頭と推計されており、ペット業界の市場規模も2021年には 1兆7,000億円へと伸長しています。また、コロナ禍やロシアによるウクライナ侵攻等により人々の不安や孤独が高まる中、人々の不安や孤独を癒す存在としてペットの需要はますま す高まっています。その結果、保険市場においてペット保険がとりわけ注目されるようになり、主要な保険会社による参入が相次ぐこととなりました。

これまで、当社グループは、anicomの名に込められた「全ての生命が、その違いを乗り越え相互に協力し合うことで無限の価値を産み出す」を経営理念とし、全ての生命が苦しみ

等を受けることなく、光り輝く中でそのものの生を全うしていける社会を作ることを目指してまいりました。そして、2000年の創業以来注力してきた「予防型ペット保険の確立」に向けて、加入動物110万頭超、日々1万件以上の診療データと、それに紐づく遺伝子情報、フード、腸内細菌等の予防や健康増進実現に向けた多面的な解析を可能とするデータ群を得られるようになりました。これにより、傷病原因が遺伝子起因なのか、フード起因なのか等について、統計的に明らかにしていくことで、新たな価値創出が可能な「データの量が質に変化する」局面に遷移しております。また、当社グループの事業領域も、引き続き保険事業を中心としつつも川上の「ブリーディング・子犬猫のマッチングサポート」、川中の「健診付き保険・従来とは異なる個体に合わせたオーダーメイドフードの提供」、川下の「医療の提供」等と、新たな健康増進施策の機動的な投入を可能にすると共に、これまで当社グループを率いてきた保険事業にも好影響を与えあう有機的ポートフォリオを形成するに至りました。

2023年度においては、ペット保険の更なる普及と進化 $^{\pm 1)}$ 、および保険事業とのシナジー 創出事業の拡大 $^{\pm 2)}$ を通じて、ペット業界の発展と社会発展が同調するサステナブルな業界 へ変革させ、同時に当社グループの着実な利益成長と資本効率の向上を進めてまいります。 また、これらを支えるデータ収集基盤の活用と、特許を含めた知財化をより一層推進することで、中・長期的な持続的成長を目指してまいります。

- 注1) 継続率向上・ホワイトレーベルの推進等のペット保険の独自性追求、保険金の削減・損害率改善、販売チャネルの更なる拡大を含む保険獲得コストの削減、オペレーション改善等
- 注2) ヒト、モノ、カネ、データ、科学、医療をフル活用したブリーディングサポートの更なる強化、動物 病院事業の拡大、フード事業の拡大、再生医療を含めた先進医療の展開、共生不動産事業の拡大、検 索・予約の強化等

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区			分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 (当期)
経	常	収	益	百万円 41,465	百万円 48,049	百万円 53,022	百万円 56,528
経	常	利	益	2,189	2,758	3,166	3,685
親会社	上株主に帰属	属する当期	純利益	1,525	1,586	2,112	2,284
包	括	利	益	1,146	2,186	1,700	1,071
純	資	Ž.	産	23,325	25,717	27,316	28,184
総	資	Ĭ	産	45,598	55,459	58,635	61,407

(注)「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用に伴い、2021年度以降の数値については当該会計基準等を適用した後の数値を算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

	区 分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 (当期)
営	業収益	百万円 1,580	百万円 1,876	百万円 1,803	百万円 2,832
	受 取 配 当 金	2	3	105	1,022
	保険業を営む子会社等	_	_	101	1,018
	その他の子会社等	2	3	3	3
当	期純利益又は当期純損失 (△)	32	△69	0	1,158
1	株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△)	0円 40銭	△0円 85銭	0円 00銭	14円 26銭
総	資產	百万円 17,615	百万円 22,917	百万円 22,760	百万円 23,463
	保険業を営む子会社等株式等	10,214	10,214	10,214	10,214
	その他の子会社等株式等	4,566	4,982	6,101	7,720

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用に伴い、2021年度以降の数値については当該会計基準等を適用した後の数値を算出しております。
 - 2. 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)」は期中平均発行済株式数により算出しております。
 - 3. 当社は、2020年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っております。2019年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)|を算定しております。

(3) 企業集団の主要な事務所の状況(2023年3月31日現在)

① 当社

事	務	所	名	所		7.	Ξ		地	設	置	Í	Ŧ	月		H
本			社	東	京	都	新	宿	区	2 0	0 0	年	7	月	5	\Box

(注) 会社設立の年月日を設置年月日として記載しております。

② 子会社

会 社 名	事 務 所 名	所 在	地	設 置 年 月 日
アニコム損害保険株式会社	本 社	東京都新	宿 区	2006 年 1 月 26 日
アニコム パフェ株式会社	本 社	東京都新	宿区	2004年12月24日
アニコム先進医療研究所株式会社	本 社	東京都新	宿区	2014年1月24日
株式会社シムネット	本 社	宮城県仙	台市	2001年3月2日

- (注) 1. 本表には、子会社等のうち重要なものを記載しております。
 - 2. いずれの子会社も、会社設立の年月日を設置年月日として記載しております。
 - 3. 前連結会計年度において連結子会社であったアニコム フロンティア株式会社は、2022年10月1日をもって、同じく当社の連結子会社であるアニコム パフェ株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したことにより、連結子会社から除外しております。

(4) 企業集団の使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区		分	前	期	末	当	期	末	当 期 増 減	(🛆)
使	用	人		847名			89	90名		43名

(注) 使用人は就業人員 (アニコムグループ外からの出向者を含む) であり、兼務役員、休職者、アニコムグループ 外への出向者及びパートタイマー等の臨時使用人は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

区		分	前期末	当期末	当期増減(△)	当	期 末 現	見 在
		77	削别不		→ 当期追減 (△)	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
使	用	人	33名	37名	4名	42.0歳	7.1年	516千円

- (注) 1. 使用人は就業人員(社外からの出向者を含む)であり、兼務役員、休職者、社外への出向者及びパートタイマー等の臨時使用人は含んでおりません。
 - 2. 平均年齢及び平均勤続年数は小数第2位を切り捨てて小数第1位まで表示しております。
 - 3. 平均勤続年数はアニコムグループにおける在籍期間を通算しております。
 - 4. 平均給与月額は基準外給与を含んでおります。

(5) 企業集団の主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

(6) 企業集団の資金調達の状況

該当事項はありません。

(7) 企業集団の設備投資の状況

① 設備投資の総額

設備投資の総額 884百万円

② 重要な設備の新設等 該当事項はありません。

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況 (2023年3月31日現在)

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資 本 金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	備考
アニコム損害保険株 式 会 社		損害保険事業	2006年 1月26日	6,550百万円	100%	_
アニコム パフェ株 式 会 社		動物病院支援事業	2004年 12月24日	50百万円	100%	_
アニコム先進 医療研究所 株式会れ	東京都新宿区	動物医療分野における 臨床・研究事業	2014年 1月24日	50百万円	100%	_
株式会社シムネット	宮城県仙台市	ペット向けインターネ ットサービス事業	2001年 3月2日	100百万円	100%	_

- (注) 1. 本表には、子会社等のうち重要なものを記載しております。
 - 2. 前連結会計年度において連結子会社であったアニコム フロンティア株式会社は、2022年10月1日をもって、同じく当社の連結子会社であるアニコム パフェ株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したことにより、連結子会社から除外しております。

(9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

前連結会計年度において連結子会社であったアニコム フロンティア株式会社は、2022年 10月1日をもって、同じく当社の連結子会社であるアニコム パフェ株式会社を存続会社と する吸収合併により消滅したことにより、連結子会社から除外しております。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況 (2023年3月31日現在)

	氏	名		地位及び担当	重	要	な	兼	職	その他
小	森	伸	昭	代表取締役・社長執行役員 担当:総括、内部監査室					_	
百	瀬	由美	手	代表取締役・副社長執行役員 担当:コンプライアンス推進部、リスク管理部 人事管理部、知的財産部、DX企画部	アニコム損害	害保険株式会社	取締役・	厚務執行役員 		_
亀	井	達	彦	取締役・常務執行役員 担 当 : 経 営 企 画 部		進医療研究所株 ムネット 取締征		静役		(注) 4
\blacksquare	中	栄	_	取締役(社外取締役)		人放送セキュリ 一株式会社 監		一 理事長		(注) 5

氏名	地位及び担当	重要な嫌	その他
尚山勝男	取締役(社外取締役)	アサヒグループホールディングス株式会社 社友 亀田製菓株式会社 社外取締役	(注) 6
デイビッド・G・ リット	取締役(社外取締役)	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授 外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所 外国法事務弁護士	_
武見浩充	取締役(社外取締役)	千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科 教授	(注) 7
岩本原一郎	監 査 役(社外監査役)	岩本法律事務所 弁護士	_
須 田 邦 之	監 査 役(社外監査役)	特定非営利活動法人インテリジェンス研究所 監事	(注) 11
須田一夫	常勤監査役	アニコム パフェ株式会社 監査役 アニコム先進医療研究所株式会社 監査役 株式会社シムネット 監査役	(注) 8、 11
伊藤公一	監 査 役(社外監査役)	東京大学大学院 特任准教授	(注) 9
花 岡 慎	監 査 役	ATE株式会社 取締役	(注) 10

- (注) 1. 社外取締役または社外監査役の記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております。
 - 2. 当社は、取締役田中栄一氏、尚山勝男氏、デイビッド・G・リット氏及び武見浩充氏並びに監査役岩本康一郎氏、須田邦之氏及び伊藤公一氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 3. 当該事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりです。
 - (1) 2022年6月24日開催の第22回定時株主総会の終結の時をもって、監査役武見浩充氏は辞任により退任いたしました。
 - (2) 2022年6月24日開催の第22回定時株主総会の終結の時をもって、取締役福山登志彦氏、井上幸彦 氏及び渋澤健氏は任期満了により退任いたしました。
 - (3) 2022年6月24日開催の第22回定時株主総会において、尚山勝男氏、デイビッド・G・リット氏及び 武見浩充氏が取締役に選任され、伊藤公一氏及び花岡慎氏が監査役に選任され、就任いたしました。
 - 4. 取締役亀井達彦氏は、2022年10月1日付でアニコム フロンティア株式会社がアニコム パフェ株式会社 を存続会社とする吸収合併により消滅したことに伴い、同社の取締役を退任いたしました。
 - 5. 取締役田中栄一氏は、2023年4月6日付で一般財団法人放送セキュリティセンターの理事長を退任いたしました。
 - 6. 取締役尚山勝男氏は、2022年6月14日付で亀田製菓株式会社の社外取締役に就任いたしました。
 - 7. 取締役武見浩充氏は、2023年3月31日付で千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科の教授を退任いたしました。また、2023年4月1日付で同大学院の名誉教授及び客員教授に就任いたしました。
 - 8. 監査役須田一夫氏は、2022年10月1日付でアニコム フロンティア株式会社がアニコム パフェ株式会社 を存続会社とする吸収合併により消滅したことに伴い、同社の監査役を退任いたしました。
 - 9. 監査役伊藤公一氏は、同氏の所属する東京大学教職員兼業規程に基づく同大学の許可を得て、2022年7月 12日付で監査役に就任いたしました。
 - 10. 監査役花岡慎氏は、2023年4月30日付でATE株式会社の取締役を退任いたしました。また、2023年5月 1日付でValue Group株式会社及び株式会社バリュー・エージェントの取締役に就任いたしました。
 - 11. 監査役須田邦之氏及び須田一夫氏は、損害保険会社での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

12. 当社は執行役員制度を導入しております。2023年3月31日現在の取締役を兼務しない執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
専務執行役員	野田 真吾	社長補佐
執行役員	大久保 弘二	財務経理部

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、グループコーポレートガバナンス基本方針において取締役の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針)を定めており、その概要は以下のとおりです。

- ・役員報酬に対する「透明性」「公正性」「客観性」を確保すること
- ・人と動物の共生する社会の実現に向けて、ペット業界のリーディングカンパニーとしての役割を認識し、企業文化と整合したイノベーティブな成長戦略の遂行や当社グループの持続的な成長を動機づけるものであること
- ・当社グループが求める経営者としてのあるべき姿に適う人材を確保・維持できる報酬 水準であること
- ・業績連動報酬の導入により、業績向上に対するインセンティブを強化すること また、決定方針は、指名・報酬・ガバナンス委員会での審議を踏まえ、取締役会にて決 議しております。
- ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社では、2015年6月24日に開催された株主総会において、取締役の報酬額を年額3億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)とすること及び監査役の報酬額を年額1億円以内とすることを決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名、監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役(担当総括、内部監査室)小森伸昭に対し、取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任しております。

代表取締役に委任をした理由は、各取締役の担当領域や職責について評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。

当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、グループコーポレートガバナンス基本方針において、取締役の報酬の額については、当社グループの業績、経済環境及び社会情勢等を考慮したものとし、任意の諮問委員会である指名・報酬・ガバナンス委員会での答申を尊重した上で、株主総会で承認された報酬上限額の範囲内において決定するものとすることを定めており、当該手続きを経て取締役の個人の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の額の決定過程における委員会の活動内容

当社では、取締役会の諮問機関として、当社及びアニコム損害保険株式会社の社外取締役5名及び社内取締役2名の7名で構成される指名・報酬・ガバナンス委員会を設置しています。同委員会は、原則、年2回開催することとし、その中で、当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役の選解任・指名・業績評価とともに、報酬の体系及び水準を審議しています。同委員会は、審議した内容を取締役会へ答申し、取締役等の報酬の体系及び水準等を取締役会の決議によって決定することとしております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区		分	支 給 人 数	報 酬 等	定 款 又 は 株 主 総 会 で 定 められた報酬限度額
取	締	役	10名	180百万円	300百万円
監	査	役	6名	33百万円	100百万円

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与は9百万円を支払っております。
 - 2. 業績連動報酬及び非金銭報酬としての報酬は支払っておりません。

(3) 責任限定契約・補償契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
田中栄一	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を 限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第 1項に定める「最低責任限度額」であります。
尚 山 勝 男 (社 外 取 締 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。
デイビッド・G・リット (社 外 取 締 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。
武 見 浩 充 (社 外 取 締 役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。
岩 本 康一郎 (社外監査役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。
須田邦之(社外監査役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。
伊藤公 — (社外監査役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。

補償契約については、該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償することとしております。ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償や被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等に起因する損害賠償は上記保険契約によっても補填されません。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社の全ての取締役、監査役、執行 役員及び管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担し ております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
田 中 栄 一 (社外取締役)	一般財団法人放送セキュリティセンター 理事長 GCストーリー株式会社 監査役
尚 山 勝 男 (社外取締役)	アサヒグループホールディングス株式会社 社友 亀田製菓株式会社 社外取締役
デイビッド・G・リット (社 外 取 締 役)	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授 外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所 外国法事務弁護士
武 見 浩 充 (社 外 取 締 役)	千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科 教授
岩 本 康一郎 (社 外 監 査 役)	岩本法律事務所 弁護士
須 田 邦 之 (社 外 監 査 役)	特定非営利活動法人インテリジェンス研究所 監事
伊藤公一 (社外監査役)	東京大学大学院 特任准教授

- (注) 1. 社外取締役または社外監査役の記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております。
 - 2. 取締役田中栄一氏は、2023年4月6日付で一般財団法人放送セキュリティセンターの理事長を退任いたしました。
 - 3. 取締役武見浩充氏は、2023年3月31日付で千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科の教授を退任いたしました。また、2023年4月1日付で同大学院の名誉教授及び客員教授に就任いたしました。
 - 4. 当社と一般財団法人放送セキュリティセンター、GCストーリー株式会社、アサヒグループホールディングス株式会社、亀田製菓株式会社、慶應義塾大学大学院、外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所、千葉商科大学大学院、岩本法律事務所、特定非営利活動法人インテリジェンス研究所及び東京大学大学院との間に重要な取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況					
田 中 栄 一 (社外取締役)	2年 9ヶ月	当年度に開催した14回の取締役会の全てに出席しました。	郵政省及び総務省の要職を歴任されてきたことに加え、NTTコミュニケーションズ株式会社では、会社経営に関与されるとともに、事業とSDGsを関連付けた取組みにも深く携われてこられました。SDGsへの企業の貢献が期待される中、これらの経験を通じて培われた専門的な知識・経験等に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監督機能を果たしております。さらに、指名・報酬・ガバナンス委員会の委員長として活発な審議に参画しております。					
尚 山 勝 男 (社外取締役)	9ヶ月	同氏の就任後、当年度に開催した10回の取締役会のうち、9回に出席しました。	や食品事業に関する豊富な経験・見識等を有して					
デイビッド・G・リット (社外取締役)	9ヶ月	同氏の就任後、当年度に開催した10回の取締役会の全てに出席しました。	慶應義塾大学ロースクール教授、外国法事務弁護士としての豊富な経験と国際法務の分野における専門的な知見に加え、再生エネルギー企業の代表取締役を務められるなど企業経営やSDGsの分野においても知見を有しています。これらの経験や知識・見識に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監督機能を果たしております。さらに、指名・報酬・ガバナンス委員会の委員として活発な審議に参画しております。					
武 見 浩 充 (社外取締役)	9ヶ月	同氏の就任後、当年度に開催した10回の取締役会の全てに出席しました。	深い学識に裏付けられたコーポレート・ガバナンス及びコーポレート・ファイナンスに関する豊富な経験・実績・見識を有しております。また、金融機関において経営に関与された経験も有しており、これらの幅広い経験や知見に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監督機能を果たしております。さらに、指名・報酬・ガバナンス委員会の委員として活発な審議に参画しております。					

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取 締 役 会 等 に お け る 発 言 そ の 他 の 活 動 状 況
岩 本 康一郎 (社外監査役)	14年 7ヶ月	当年度に開催した14回の取締役会の全てに、また14回の監査役会のうち、13回に出席しました。	弁護士として法律に関する専門家の見識に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監査機能を果たしております。 また、監査役会において、監査に係る重要事項等を協議したことに加え、代表取締役との意見交換会等に出席し、意見を述べております。
須 田 邦 之 (社外監査役)	7年 9ヶ月	当年度に開催した14回の取締役会の全てに、また14回の監査役会の全てに出席しました。	長年の損害保険会社勤務及び財務・会計に関する 専門的な知識・経験に基づき、質問、提言等を適 宜行うなどにより、監査機能を果たしておりま す。 また、監査役会において、監査に係る重要事項等 を協議したことに加え、代表取締役との意見交換 会等に出席し、意見を述べております。
伊藤公一(社外監査役)	8ヶ月	同氏の就任後、当年度に開催した9回の取締役会の全てに出席しました。	東京大学大学院准教授として、生命科学の分野における専門的な知識と経験を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監査機能を果たしております。 また、監査役会において、監査に係る重要事項等を協議したことに加え、代表取締役との意見交換会等に出席し、意見を述べております。

(注) 取締役武見浩充氏については、2022年6月24日の就任後に開催された取締役会のみを対象としており、同日付で監査役を退任するまでに開催された取締役会には4回の全てに、監査役会には4回の全てに、監査役としてそれぞれ出席しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人員	保険持株会社から受けている報酬等	保険持株会社の親会社等から受けている報酬等
報酬等合計	11名	38百万円	なし

- (注) 1. 社外役員に対する報酬等の支給対象者は、取締役7名、監査役4名であります。
 - 2. 業績連動報酬及び非金銭報酬としての報酬は支払っておりません。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 株式に関する事項

(1) 株式数 (2023年3月31日現在)

発行可能株式総数 普通株式 192,000,000株 発行済株式の総数 普通株式 81,309,160株

(2) 当年度末株主数

普通株式

10,272名

(3) 大株主 (2023年3月31日現在)

	当社への出資状況					
株 主 の 氏 名 又 は 名 称	持 株 数 等 (千株)	持 株 比 率 (%)				
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	14,355	17.7				
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	13,163	16.2				
KOMORIアセットマネジメント株式会社	4,680	5.8				
CBC株式会社	3,024 3.7					
GOVERNMENT OF NORWAY	2,792 3.					
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	2,261 2.8					
小森 伸昭	1,667 2.1					
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	1,504 1.9					
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY FOR STATE STREET BANK INTERNATIONAL GMBH, LUXEMBOURG BRANCH ON BEHALF OF ITS CLIENTS: CLIENT OMNI OM25	1,401					
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,234	1.5				

⁽注) 持株比率は、自己株式 (61,476株) を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 新株予約権等に関する事項

- (1) **事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等** 該当事項はありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険持株会社の新株予約権等 該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏 名 又 は 名 称	当該事業年度に係る報酬等	そ	の	他
E Y 新日本有限責任監査法人指定有限責任社員 窪寺 信指定有限責任社員 日下部 惠美	40百万円		_	

- (注) 1. 当社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は49百万円です。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(2) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」については、以下のとおりであります。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると認める場合には、監査役の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また監査役会は、会計監査人の能力・体制、監査遂行状況とその結果、又は独立性等について、監査役会の定める評価基準に従って総合的に評価し、会計監査人の適格性に問題があると認める場合、その他適当と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任を内容とする議案を株主総会に提出することを決定いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

8. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) アニコムグループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、アニコムグループ経営理念に基づき、グループの事業を統括する持株会社として、グループ会社の経営管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会への報告体制を確立することにより、グループ会社に対する当社の経営管理体制を整備する。
 - (a) 当社は、当社が直接的に経営管理するグループ会社(以下「子会社等」という。)と 経営管理契約を締結することなどにより、子会社等の経営管理を行う。
 - (b) グループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種グループ基本方針等を子会社

等に示す。

- (c) 子会社等による事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とする。
- (d) 子会社等による各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を当社への報告事項とする。
- ② 当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定め、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- ③ 当社は、グループの情報開示に関する基本方針を定め、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。
- ④ 当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針を定め、グループ内取引等の管理体制を整備する。

(2) 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、グループのコンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンス体制を整備する。
 - (a) 当社は、コンプライアンスを統括する部署を設置する。
 - (b) 当社は、「グループ倫理規範」を定め、グループの役職員がこの倫理規範に則り事業 活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
 - (c) 当社は、グループコンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施し、コンプライアンスの周知徹底を図る。
 - (d) 当社は、「コンプライアンス・プログラム」を毎期策定し、その実行を通じ、コンプライアンス遵守態勢の充実を図る。また、定期的に開催する「グループコンプライアンス委員会」において、コンプライアンス疑義案件および不祥事件への対応並びに外部弁護士相談を踏まえた当社方針等の適切性の確認を行う。
 - (e) 当社は、法令または社内ルールなどのコンプライアンスに抵触する事案が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに、社内外に内部通報窓口(ホットライン)を設け、その利用につきグループの役職員に周知する。
- ② 当社は、グループの顧客保護等に関する基本方針を定め、お客様本位を徹底し、顧客保護等を図るための体制を整備する。
- ③ 当社は、グループの情報セキュリティ管理に関する基本方針を定め、情報セキュリティ管理体制を整備する。
- ④ 当社は、グループの反社会的勢力等への対応に関する基本方針を定め、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する 拒絶等について、弁護士や警察等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ⑤ 当社は、被監査部門から独立した内部監査部門を設置するとともに、グループの内部監査に関する基本方針を定め、当社およびグループ会社において、実効性のある内部監査体制を整備する。

(3) リスク管理に関する体制

- ① 当社は、グループのリスク管理に関する基本方針を定め、リスク管理体制を整備する。
 - (a) 当社は、リスク管理を統括する部署を設置する。

- (b) 定期的に開催する「グループリスク管理委員会」において、態勢整備の進捗状況や 有効性について検討し、重要事項については、取締役会に報告する。
- (c) リスク管理にあたっては、リスクカテゴリーごとに分類して、特定・評価・制御・ 緊急事態対応プランの策定およびモニタリング・報告のプロセスを構築する。
- (d) 当社は、子会社等の業態やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理を会社毎に実施させる。
- ② 当社は、経営の健全性を確保しつつ企業価値を持続的・安定的に向上させ、それにより 保険契約者をはじめとするステークホルダーの利益保護に資することを目的として、グループの統合的リスク管理に関する方針を定める。
- ③ 当社は、グループの危機管理に関する基本方針を定め、危機管理体制を整備する。

(4) 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、グループの中期経営計画および年度計画(数値目標等を含む。)を策定する。
- ② 当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
- ③ 当社は、経営会議規則を定め、取締役等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。
- ④ 当社は、取締役会の諮問機関として、指名・報酬・ガバナンス委員会を設置し、次の事項を審議し、取締役会に対して答申する。
 - (a) 当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役・監査役の選任・解任
 - (b) 当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役・監査役・執行役員の選任要件
 - (c) 当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役の業績評価
 - (d) 当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役・執行役員の報酬体系
 - (e) 当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役の報酬水準
 - (f) コーポレートガバナンスに係る各種方針・施策等の整備状況や実施状況
- ⑤ 当社は、グループの人事に関する基本方針を定め、社員の働きがい、やりがいの向上、 透明公正な人事の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。
- ⑥ 当社は、①~⑤のほか、当社およびグループ会社において、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

(5) 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

(6) 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

- ① 当社は、監査役の監査業務を補助するため、監査役直轄の監査役会事務局を設置する。 監査役会事務局には、監査役の求めに応じて、監査業務を補助するために必要な知識・ 能力を具備した専属の職員を配置する。
- ② 監査役会事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- ③ 当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

(7) 監査役への報告に関する体制

- ① 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社またはグループ会社の業務執行に関し、重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- ② 当社は、グループ会社の役職員が、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
- ③ 当社は、当社およびグループ会社において、監査役に①または②の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備する。
- ④ 役職員は、内部通報窓口(ホットライン)の運用状況および報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べることができるものとする。
- ② 監査役は、重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等について、いつでも閲覧することができるものとする。
- ③ 監査役は、子会社監査役に対して積極的に意思疎通および情報の交換を図るなど、子会社監査役との連携を密にし、監査の効率性を高める。
- ④ 監査役は、代表取締役との定期的な会合として経営審議会を開催し、情報の共有と意見の交換を行う。
- ⑤ 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- ⑥ 内部監査部門は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。
- ② 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要でないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、上記の内部統制システムの整備及び運用状況を継続的に確認しており、必要に応じ社内諸規則、業務フロー等の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を高めるよう努めております。

また、内部監査室は独立かつ客観的な立場から、ガバナンスプロセス、コンプライアンス、リスク管理体制など、内部管理体制の適切性及び有効性の検証を行っております。常勤監査役については、監査役監査のほか、取締役会等の重要会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスについての重大な違反等が無いよう監視をしております。

9. 特定完全子会社に関する事項

当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	アニコム損害保険株式会社
特定完全子会社の住所	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号住友不動産新宿グランドタワー39階
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	10,214百万円
当社の総資産額	23,463百万円

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

利益配分に関する基本方針

利益配分につきましては、株主に対する利益還元が経営課題のひとつであるとの認識のもと、財務健全性と資本効率を踏まえ、中長期的な視野から、継続的・安定的な利益配分を行っていくことを基本方針としております。

新たに策定した「中期経営計画 2022-2024」におきましては、第二期創業期における経営 ビジョンに沿って、更なる企業価値の向上を実現すると同時に、資本・リスク・リターンのバ ランスを取りながら、段階的な株主還元の改善を図り、2024年度に向けて配当性向20%水準 を目指すこととしております。

2022年度(2023年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位:百万円)

	科			E		金	額		科					B		金	額
	資	産	の	剖	3)				(負	ļ.	債	の		部)		
現	金	及び	預	貯	金		30,835	保	険	契	約	準	備	金			22,853
有		価	証		券		16,956		支		払		備		金		2,988
貸		付			金		3		責	Æ	£	準	備		金		19,865
有	形	古	定	資	産		2,557	社						債			5,000
	土				地		809	そ		\mathcal{O}	他	Í		債			4,945
	建				物		1,207		未	払	法	人	. 1	兑	等		679
	IJ	_	ス	資	産		11		未			払			金		1,843
	建	嗀	仮	勘	定		7		仮			受			金		2,119
	その	他 の	有 形	固定	資 産		521		そ	\mathcal{O}	他	σ	Í	ě	債		302
無	形	固	定	資	産		3,242	賞		与	引	=	á	金			304
	ソ	フ I	\	エ	ア		943	特	別	法	上(り準	備	金			119
	ソラ	7 トゥ	т.,	ア仮	勘定		254		価	格	変	動	準	備	金		119
	\mathcal{O}		れ		h		2,038	負		債	の	部	合		計		33,223
	その) 他 の	無形	固定	資 産		5		(純	į į́		童 (D	部)		
そ	σ) 他	į	贄	産		6,504	株		主		資		本			29,740
	未		収		金		3,296		資			本			金		8,202
	未	収	保	険	料		628		資	Z	Þ	剰	余		金		8,092
	仮		払		金		849		利	盆	益	剰	余		金		13,446
	そ	の ff	也 の)資	産		1,730		Ė		己		株		式		△1
繰	延	税	金	資	産		1,315	そ	の作	也の'	包括	利益	累計	額			△1,555
貸	侄] 31	<u></u>	当	金		△8		そり	の他:	有価	証券	評価	差額	金	4	△1,555
								純	Ì	資 店	董 (り 音	3 6	<u> </u>	計		28,184
資	産	 の	部	合	計		61,407	負	債	及び	純貧	資 産	の部	合	計		61,407

2022年度 (2022年4月1日から) 連結損益計算書

(単位:百万円)

	科		金額
経	常	収益	56,528
保	険 引	受 収 益	50,781
正	味 収	入 保 険	料 50,781
資	産運	用 収 益	834
利	息 及 び	配 当 金 収	入 439
有	価 証	券 売 却	益 391
為	替	差	益 3
そ	の他	運 用 収	益 0
そ	の 他	経 常 収 益	4,912
そ	の他	の 経 常 収	益 4,912
 経	常	費用	52,842
保	険 引	受 費 用	35,664
正	味 支	払 保 険	金 27,934
損	害	調査	費 1,106
諸	手 数 料		費 5,067
支	払 備	金繰入	額 283
責	任 準	備金繰入	額 1,272
資	産運	用費用	118
有	価 証		損 116
有	価 証		損 2
営 業	費 及 び		15,350
	の他	経 常 費 用	1,709
支	払		息 15
	分法に		失 3
そ	の他		用 1,690
 経	常	利	益 3,685
 特	別		142
	定資	産 処 分 損	35
減	損	損失	80
"~ 特 別	法上の	準 備 金 繰 入 額	20
	格変動	準 備 金 繰 入	額 20
	の他	特別 損 失	5
税 金	等調整	前当期純利	益 3,543
法人	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · 		等 1,150
法人			額 107
法			計 1,258
	期		益 2,284
 親 会 社	株主に帰	属する当期純利	益 2,284
		10 10	

2022年度 (2022年4月1日から) 連結株主資本等変動計算書

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,202	8,092	11,364	△1	27,658
当期変動額					
剰余金の配当			△203		△203
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,284		2,284
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					_
当期変動額合計	_	_	2,081	-	2,081
当期末残高	8,202	8,092	13,446	△1	29,740

	その他の包括	その他の包括利益累計額		
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	純資産合計	
当期首残高	△342	△342	27,316	
当期変動額				
剰余金の配当			△203	
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,284	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,213	△1,213	△1,213	
当期変動額合計	△1,213	△1,213	868	
当期末残高	△1,555	△1,555	28,184	

連結注記表

<金額の記載>

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

<連結計算書類作成のための基本となる重要な事項>

1. 連結の範囲に関する事項

(イ)連結子会社の数

4社

連結子会社の名称

アニコム損害保険株式会社

アニコム パフェ株式会社

アニコム先進医療研究所株式会社

株式会社シムネット

(連結の範囲の重要な変更)

前連結会計年度に連結子会社でありましたアニコム フロンティア株式会社は、連結子会社であるアニコム パフェ 株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲より除いております。

(ロ)主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

香港愛你康有限公司

上海愛妮康動物医療有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (イ) 持分法適用の非連結子会社の数 2社

持分法適用の非連結子会社の名称

香港愛你康有限公司

上海愛妮康動物医療有限公司

(ロ) 持分法適用の関連会社の数 3社

持分法適用の関連会社の名称

株式会社AHB

株式会社EPARKペットライフ

株式会社フローエンス

(持分法の適用に関する重要な変更)

株式会社フローエンスは、株式取得により当連結会計年度より持分法を適用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① その他有価証券(市場価格のない株式等を除く。)は、時価法によっております。 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。
 - ② その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 (リース資産を除く)

当社及び連結子会社は定率法(ただし建物並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)によっております。

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

当社及び連結子会社は定額法によっております。

なお、販売用ソフトウエアについては、見込販売可能期間(3年)に基づく定額法、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。また、のれんについては、その効果が及ぶと見積もられる期間に基づく定額法によっております。

③ リース資産

当社及び連結子会社は所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

当社及び連結子会社は債権等の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率を、債権等の金額に乗じた額を引当てております。また、全ての債権については、資産の自己査定基準に基づき、各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 価格変動準備金

損害保険子会社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(4) 保険契約に関する会計処理

保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の行う「ペット向けインターネットサービス事業」の商品の販売、サービスの提供に係る収益は、主に卸売又は役務の提供であり、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務、顧客との役務提供契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、商品の引渡し及び役務を提供する一時点において、顧客が当該商品又は役務の提供に対する支配を獲得して充足されると判断し、商品引渡・役務提供時点で収益を認識しております。

(6) 消費税等の会計処理

当社及び連結子会社の消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害保険子会社の営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産(仮払金)に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

5. 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準等の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる、当連結計算書類に与える影響はありません。

6. 追加情報

(グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従

っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による 影響はないものとみなしております。

- 7. 会計上の見積りに関する注記
 - (1) 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

のれんの評価

- (2) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額 のれん。 2.038百万円
- (3) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- ① 当社グループにおけるのれんの概要

当社グループは、動物病院事業において、外部から動物病院(グループ)を事業譲受し、ペット向けインターネットサービス事業において、株式会社シムネットの株式を取得しております。いずれも超過収益力を期待して1株当たり純資産額等を上回る価額で事業譲受又は株式取得しており、当該上回る額をのれんとして計上しております。

② 算出方法等

i 償却方法

連結注記表<連結計算書類作成のための基本となる重要な事項> 4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法に記載の通りであります。

ii 減損損失の計上方法

a)概要

のれんを含む資産グループに減損の兆候があり、かつ、当該資産グループに係る割引前将来キャッシュ・フローの合計が当該資産グループの帳簿価額を下回る場合に、減損損失を計上することとしております。

b)グルーピングの方法

動物病院事業においては、各動物病院(グループ)、ペット向けインターネットサービス事業においては、 株式会社シムネットの資産グループを、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、当該のれんを含む資産グループごとに減損の外候把握及び減損損失の認識判定を行っております。

c)減損の兆候把握の方法

のれんを含む資産グループについて、主として以下のいずれかの状況が認められた場合、減損の兆候があるものと判断しております。

- ・営業活動による損益が継続して赤字で推移している場合
- ・使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合
- ・経営環境の著しい悪化が認められる場合
- ・資産グループの主要な資産について、市場価格が著しく下落している場合

d)減損損失の認識判定方法

減損の兆候があると認められた、のれんを含む資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローの合計が、当該資産グループの帳簿価額を下回る場合に、減損損失を認識することとしております。将来キャッシュ・フローの見積期間は、主要な資産の経済的残存耐用年数又はのれんの残存償却年数としております。

e)減損損失の測定方法

減損損失を認識する必要があると判断した、のれんを含む資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のうち、いずれか高い方としております。

f) 当連結会計年度における減損兆候の把握及び減損損失の認識判定結果

当連結会計年度において、のれんを含む資産グループについては、いずれも減損損失を認識する必要はないものと判断しております。

③ 主要な仮定

減損の兆候把握及び減損損失の認識判定に当たっては、各資産グループが使用されている事業の将来利益やキャッシュ・フローを予測する必要があります。これらの予測に当たっての主要な仮定は以下の通りであります。

・減損の兆候把握に関する主要な仮定

のれんを含む資産グループに係る営業利益見込額の前提となる、売上高成長率、売上原価率、販売費及び一般 管理費の見込額

・減損損失の認識判定に関する主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フロー見込額の前提となる、売上高成長率、売上原価率、販売費及び一般管理費の見込額、主要な資産の経済的耐用年数、のれんの償却年数

④ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

③に示した主要な仮定は、各事業を取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否によって影響を受けるため、不確実性を伴うものであります。したがって、これらの仮定が変化した場合には、当連結会計年度末において減損損失の計上を不要と判断したのれんを含む資産グループについて、減損損失を計上する必要が生じる可能性があります。

<連結貸借対照表関係>

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1.720百万円

2. 非連結子会社及び関連会社の株式等は次のとおりであります。

有価証券(株式) 1,765百万円

<連結損益計算書関係>

1. 事業費の主な内訳は次のとおりであります。

給与5,348百万円広告費2,023百万円外注委託費2,765百万円代理店手数料等5,067百万円

なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。

2. 当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

会社・場所	用途	種類	減損損失
アニコム先進医療研究所株式 会社 (神奈川県横浜市)	動物医療分野における研 究・臨床事業	建物、その他	80百万円
合計			80百万円

当社グループは、事業用資産については管理会計上の事業単位ごとにグルーピングを行っております。また遊休資産は個別の資産グループを構成することとしております。

連結子会社であるアニコム先進医療研究所株式会社の動物医療分野における研究・臨床事業において、今後の事業計画を勘案した結果、減損損失を計上しております。上記資産の回収可能価額は正味売却価額により算定しており、正味売却価額については、対象資産の処分可能性を考慮の上、実質的に売却又は転用が不可能な資産は正味売却価額を零、売却又は転用が可能な資産は売却可能価額として評価しております。

なお、処分予定資産については、処分を決定した時点より単独のグルーピングとしております。

<連結株主資本等変動計算書関係>

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	81,309,160	-	_	81,309,160
合 計	81,309,160	_	_	81,309,160
自己株式				
普通株式(注)	56,436	5,040	_	61,476
合 計	56,436	5,040	_	61,476

- (注) 普通株式の自己株式の株式数増加5.040株は、譲渡制限付株式の無償取得であります。
 - 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
 - 3. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金 の総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	203百万円	2.50円	2022年3月31日	2022年6月27日
計		203百万円			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 2023年6月23日開催の株主総会において、下記の通り剰余金の配当を行うことについて決議を予定しております。
 - (イ) 配当の総額 324百万円
 - (ロ) 配当の原資 利益剰余金
 - (ハ) 1株当たり配当金 4.0円
 - (二) 基準日 2023年3月31日
 - (ホ) 効力発生日 2023年6月26日

<金融商品関係>

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、主として損害保険業を行っており、資産の運用においては、運用資金の性格を考慮し、「安全性」「収益性」「流動性」「公共性」を総合的に判断し、社会・公共の福祉に資するような資産運用を目指しております。 運用手段は、預貯金、公社債、公社債投信、株式、株式投信、不動産投信等とし、年度資産運用計画に準拠した資産運用を行っております。

資金調達については、主として事業投資資金の確保を目的として、社債の発行を行っております。資金調達が必要な場合には、グループ全体の資金収支を勘案し、調達額や調達手段等を決定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社及び連結子会社の保有する金融商品は、預貯金、公社債、公社債投信、株式、株式投信、不動産投信等であり、

下記のリスクに晒されております。

①市場関連リスク

金利、為替、株式などの市場の変動に伴い、ポートフォリオの価値が変動し損失を被るリスクを指します。

②信用リスク

個別与信先の信用力の変化に伴い、ポートフォリオの価値が変動し損失を被るリスクを指します。

③流動性リスク

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされるリスクを指します。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

アニコム損害保険株式会社におけるリスク管理体制については、資産運用部門(財務部)、事務管理部門(経理部)、リスク管理部門(リスク管理部)を設置し、資産運用リスク管理規程に基づき、相互牽制機能が働く体制としております。

①市場関連リスクの管理

有価証券のうち株式・債券等については時価とリスク量を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

②信用リスクの管理

有価証券の発行体の信用リスクについては、銘柄ごとの格付情報、時価等の把握を行うことで管理をしております。 また、政策投資目的で保有している有価証券については、取引先の市場環境や業績状況等を定期的にモニタリングしております。

リスク管理も含めた資産運用状況については、取締役会において月次で報告され、モニタリング結果の確認及びリスク管理態勢の整備を行っております。

③流動性リスクの管理

流動性リスクには、最低限維持すべき資金を確保するとともに、流動性の高い資産の保有状況、資金繰りの状況、個別金融商品の状況等を把握することにより、適切にリスクをコントロールしております。また、資金繰りの状況に応じた「平常時」・「懸念時」・「危機時」の区分、及び区分に応じた対応を定め、資金繰りに影響を与える緊急事態が発生した際に、迅速な対応を行うことができる体制を構築しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券			
その他有価証券(*2)(*3)	14,344	14,344	_
(2) 貸付金	3	3	_
	14,348	14,348	_
社債	5,000	4,998	△2
負 債 計	5,000	4,998	△2

- (*1) [現金及び預貯金]、「未収金」は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。
- (*2) 投資信託の一部について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。
- (*3) 市場価格のない株式等及び組合出資金は、次のとおりであり、「(1) 有価証券」には含めておりません。

市場価格のない株式等 ※ 1 2,220百万円 組合出資金 ※ 2 390百万円 合計 2,611百万円

※1 市場価格のない株式等は非上場株式であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

- ※2 組合出資金は投資事業有限責任組合及び匿名組合であります。これらは「時価の算定に関する会計基準 の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対 象とはしておりません。
- 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算

定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

	時価(百万円)				
	レベル1 レベル2 レベル3 合計				
有価証券					
その他有価証券(*1)	12,630	1,301	_	13,932	
 資 産 計	12,630	1,301	_	13,932	

(*1) 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなす投資信託については含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は412百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

. ,	1				
	時価(百万円)				
	レベル1	レベル1 レベル2 レベル3			
貸付金	_	_	3	3	
資産計	_	_	3	3	
社債	-	4,998	_	4,998	
負 債 計	-	4,998	_	4,998	

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

貸付金

連結貸借対照表の貸付金は、持分法適用に伴う投資損失を直接減額しており、レベル3の時価に分類しております。

計信

日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

<収益認識関係>

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 財又はサービスの種類による分解情報

(単位:百万円)

					(
	報告セグメント			7.07/16	
	損害保険事業	ペット向けインタ ーネットサービス 事業	計	その他 (注)	合計
ペット向けイ ンターネット サービス	_	1,750	1,750	_	1,750
動物病院支援	_	_	_	303	303
保険代理店	_	_	_	20	20
動物医療分野 に お け る 臨 床・研究	_	_	_	1,811	1,811
遺伝子検査等	_	_	_	405	405
その他	_	_	_	611	611
顧客との契約から 生じる収益	_	1,750	1,750	3,152	4,903
その他の収益	51,624	_	51,624	_	51,624
外部顧客への売上 高	51,624	1,750	53,375	3,152	56,528

- (注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理店事業、動物病院支援事業、動物医療分野における臨床・研究事業、遺伝子検査事業等を含んでおります。
- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 <連結計算書類作成のための基本となる重要な事項> 4. 会計方針に関する事項(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
 - (1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

<賃貸等不動産関係>

- 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項 損害保険子会社では、東京都、三重県、石川県において賃貸不動産(土地及び建物)を、また兵庫県において遊 休不動産(土地)を所有しております。
- 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

	(丰位・日/川)/_
連結貸借対照表計上額	期末時価
1,435	1,493

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。
 - 2. 期末時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

<1株当たりの情報>

1. 1株当たり純資産額

346円90銭

2. 1株当たり当期純利益金額

28円12銭

(注) 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益について、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

<その他の注記>

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位:百万円)
繰延税金資産	
繰越欠損金	99
責任準備金	457
未払事業税	47
賞与引当金	87
減価償却費超過額	175
支払備金	39
譲渡制限付株式報酬額	12
貸倒引当金	2
貸付金	10
その他有価証券評価差額金	605
その他	97
繰延税金資産小計	1,634
評価性引当額	△185
繰延税金資産合計	1,448
繰延税金負債	
持分法適用による繰延税金負債	132
繰延税金負債合計	132
繰延税金資産(負債)の純額	1,315

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位:%)
法定実効税率	30.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7
住民税均等割	1.3
評価性引当額の増減	0.6
連結子会社との税率差異	△2.6
持分法適用による繰延税金負債	3.7
その他	1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.5

2022年度(2023年3月31日現在)貸借対照表

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負 債 の 部)	
流動資産	4,826	流 動 負 債	335
現 金 及 び 預 金	4,374	未払費用	0
前 払 費 用	20	未 払 金	276
未 収 入 金	274	リ ー ス 債 務	1
未収還付法人税等	154	未払法人税等	28
そ の 他	2	預り金	12
固 定 資 産	18,636	賞 与 引 当 金	16
有 形 固 定 資 産	85	そ の 他	0
建物	15	固 定 負 債	5,502
工 具、 器 具 及 び 備 品	66	社	5,000
リ ー ス 資 産	2	リ ー ス 債 務	1
建設仮勘定	0	長 期 預 り 保 証 金	500
無 形 固 定 資 産	37	負 債 合 計	5,837
特 許 権	2	(純 資 産 の 部)	
ソフトウエア	26	株 主 資 本	17,625
ソフトウエア仮勘定	8	資 本 金	8,202
投 資 そ の 他 の 資 産	18,514	資 本 剰 余 金	8,092
関係会社株式	17,934	資 本 準 備 金	8,092
長 期 前 払 費 用	14	利 益 剰 余 金	1,331
敷 金	547	その他利益剰余金	1,331
繰 延 税 金 資 産	17	繰 越 利 益 剰 余 金	1,331
		自 己 株 式	△1
		純 資 産 合 計	17,625
資 産 合 計	23,463	負債及び純資産合計	23,463

2022年度 (2022年4月1日から) 損益計算書

	科	4									金	額
営		į	業		収			益				
	経		営		管		3	理		料	1,810	
	関	係	会	社	受	取	7 1	配	当	金	1,022	2,832
営		į	業		費			用				
	販	売	費	及	Q,	_	般	管	理	費	1,577	1,577
	営			業			利			益		1,255
営		業		外		収		益				
	受			取			利			息	0	
	そ				の					他	2	2
営		業		外		費		用				
	社			債			利			息	15	
	支			払			利			息	0	
	そ			,	の		, ,			他	0	15
	経			常	•		利			益		1,242
特	小工	Ç	引	П	損		ניו	#		ш		1,272
1ਹ	固	定		ž :	産	除	売		却	損	0	
	関											10
T 1.4		係	会	社	株			評.	価	損	12	12
税	- 5		前	当	其		純		利	益		1,230
法		税、	住		税	及	Ω,	事	業	税		78
法		人	税		等	i)	i i	整	<u> </u>	額		△6
法		人		税		等		_		計		71
当		其	阴		純		利	J		益		1,158

2022年度 (2022年4月1日から) 株主資本等変動計算書

	株主資本						
		資本類	剣余金	利益剰余金			
	資本金	資本	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		準備金		繰越利益剰余金	们血利尔亚口引		
当期首残高	8,202	8,092	8,092	376	376		
当期変動額							
剰余金の配当				△203	△203		
当期純利益				1,158	1,158		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	_	_	_	955	955		
当期末残高	8,202	8,092	8,092	1,331	1,331		

	株主	株主資本					
	自己株式	株主資本合計	純資産合計				
当期首残高	△1	16,670	16,670				
当期変動額							
剰余金の配当		△203	△203				
当期純利益		1,158	1,158				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			_				
当期変動額合計	_	955	955				
当期末残高	△1	17,625	17,625				

個別注記表

<金額の記載>

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) その他有価証券 時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、

(市場価格のない株式等以外のもの) また、売却原価の算定は移動平均法によっております。

(市場価格のない株式) 移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法 (ただし建物並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構

(リース資産を除く) 築物については定額法)によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 : 8~15年 工具、器具及び備品 : 4~10年

(2) 無形固定資産 定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5

年) に基づく定額法によっております。

(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース

期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の経営管理に係る収益は、主に子会社等への経営管理業務の役務提供による収入であり、子会社等との経営管理 契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っております。当該経営管理契約は、役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5. 追加情報

(グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

6. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

- 7. 会計上の見積りに関する注記
 - (1) 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

関係会社株式の評価

(2) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

関係会社株式 17,934百万円

関係会社株式評価損 12百万円

- (3) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - ①当社における関係会社株式の概要

当社は保険持株会社として、ペット保険を中心とする損害保険事業、インターネットサービス事業、動物病院事業等を営む関係会社の株式を保有しております。関係会社株式には、出資設立により取得した株式の他、外部より取得した株式が含まれております。

- ②関係会社株式の評価方法
 - i出資設立した関係会社株式の評価方法

関係会社の財務諸表を基礎とした1株当たり純資産額を実質価額とし、これが取得原価に比べ、50%以上低下した場合、原則として、評価損を計上することとしております。ただし、事業計画による利益の計上により、5年以内に、実質価額が取得原価まで回復すると見込まれる場合には、評価損を計上しないこととしております。これにより、当事業年度において、関係会社株式のうち、香港愛你康有限公司については評価損12百万円を損益計算書に計上しております。その他の関係会社株式については、いずれも評価損を計上する必要はないものと判断しております。

ii 外部より取得した関係会社株式の評価方法

外部より取得した関係会社株式は、超過収益力を期待して、財務諸表を基礎とした1株当たり純資産額よりも相当程度高い価額で取得しており、取得時に想定した事業計画の進捗状況に応じて、以下の通り評価しております。

a) 当初事業計画を達成している場合

当初事業計画を上回る利益水準で実績が推移している場合、株式取得時に想定した超過収益力は毀損しておらず、実質価額は低下していないものと判断し、評価損の計上が必要な状況にはないものと判断しております。

b) 当初事業計画を達成していない場合

当初事業計画を下回る利益水準で実績が推移している場合、取得時に使用した株式評価モデルに基づき、改めて実質価額を算定し、これが取得原価に対し50%以上低下している場合、原則として、評価損を計上することとしております。ただし、事業計画による利益の計上により、5年以内に、実質価額が取得原価まで回復すると見込まれる場合には、評価損を計上しないこととしております。

c) 当事業年度における関係会社株式の評価結果

当事業年度において、関係会社株式については評価損を計上する必要はないものと判断しております。

③主要な仮定

関係会社株式の評価に当たっては、各社の将来利益を予測する必要があります。これらの予測に当たっての主要な仮定は、各社の当期利益見込額の前提となる、売上高成長率、売上原価率、販売費及び一般管理費、営業外損益、特別損益の発生見込額であります。

④翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

③に示した主要な仮定は、各事業を取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否によって影響を受けるため、不確実性を伴うものであります。したがって、これらの仮定が変化した場合には、当事業年度末において評価損の計上を不要と判断した関係会社株式について、評価損を計上する必要が生じる可能性があります。

<貸借対照表に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額 260百万円

2. 関係会社に対する金銭債権債務

(1)短期金銭債権274百万円(うち未収入金)(274百万円)(2)短期金銭債務168百万円(うち未払金)(168百万円)(3)長期金銭債務500百万円(うち長期預り保証金)(500百万円)

<損益計算書に関する注記>

1. 関係会社との取引高

関係会社からの経営管理料 1,810百万円 関係会社からの受取配当金 1,022百万円

2. 特別損失の内訳

固定資産除売却損の内訳

 工具、器具及び備品
 0百万円

 0百万円
 0百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 61,476株

<収益認識に関する注記>

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

<税効果会計に関する注記>

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却費超過額	4百万円
未払事業税	6百万円
賞与引当金	4百万円
関係会社評価損	294百万円
繰越欠損金	2百万円
その他	1百万円
繰延税金資産小計	315百万円
評価性引当額	△297百万円
繰延税金資産合計	17百万円
繰延税金資産の純額	17百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位:%)
法定実効税率	30.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4
住民税均等割	0.3
受取配当金益金不算入額	△25.4
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.8

<関連当事者との取引に関する注記>

1. 子会社及び関連会社等

属性	会社	生	等	の	名	称	議決権等の所有割		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	アニコ] ム j	員害·	保険	株式3	会社	直接 100%	経営指導役員兼務	経営管理料 (注) 1	1,748	_	_
子会社	アニコ	ム先達	生医療	研究	所株式	会社	直接 100%	経営指導 役員兼務	増資の引受 (注) 2	900	_	_
子会社	香港	愛	你 康	更有	限公	〉司	直接 60%	役員兼務	増資の引受 (注) 3	12	_	_
関係会社	株式:	会 社	: フ		・エン	ノス	直接 39%	_	増資の引受 (注) 4	344	_	_

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社が受託する経営指導及び業務支援内容等を勘案した上で、子会社の事業規模等により決定しております。

- 2. 当社がアニコム先進医療研究所株式会社の行った株主割当増資を1株50,000円で引き受けたものであります。
- 3. 当社が香港愛你康有限公司の増資に際し出資したものであります。
- 4. 当社が株式会社フローエンスの行った株主割当増資を1株13,000円で引き受けたものであります。

2. 役員および個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所 有割合	関連当事者と の関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	小森伸昭	被所有 直接2.1% 間接5.8%	当社代表取締役 社長執行役員	関係会社株式 の取得	372	_	_

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

株式の取得価額は、独立した第三者による株価算定書を勘案して決定しております。

<1株当たり情報に関する注記>

1. 1株当たり純資産額

2. 1株当たり当期純利益金額

216円93銭 14円26銭

<重要な後発事象に関する注記> 該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

アニコム ホールディングス株式会社 取締役会 御中

FY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 窪 寺 信 指定有限責任社員 公認会計士 日下部 惠美 業務執行計員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アニコム ホールディングス株式会社の20 22年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対 照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 準拠して、アニコム ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類 に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監 査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されてい る。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立して おり、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎と なる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作 成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整 備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査 法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、 その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか どうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候がある かどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、 その事実を報告することが求められている。 その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去 又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

アニコム ホールディングス株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アニコム ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算 書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、 個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、 重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不 確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合 は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する 計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求 められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事 象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並び に計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去 又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各 監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以 下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査基本方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査基本方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び内部監査室その他の使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び 監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (4) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類(連結貸借対照表、連結 損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等 変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

- 2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

あります。

アニコム ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 須 田 一 夫 印

監査役岩本康一郎 印

監 査 役 須 田 邦 之 印

監 査 役 花 岡 慎 印

監査役伊藤公一 (注) 監査役 岩本康一郎、須田邦之、及び伊藤公一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役で

以上

2022年度決算概要

(1)全体サマリー

経常収益

56,528 百万円

前年同期は**53,022**百万円 **6.6**%増 計画は**57,000**百万円 **0.8**%減 うち、保険引受収益:50,781百万円 前年は47,321百万円 7.3%増

のれん償却前経常収益

3,900 百万円

前年同期は3.385百万円 15.2%増

経常利益

3,685 百万円

前年同期は3.166百万円 16.4%増 計画は3.650百万円 1.0%増

堅調なペット飼育需要を新規契約獲得に着実に繋げ、契約獲得コストの改善等により、 <u>過去最高の収益・利益を更新</u>

(2)経営数値目標に対する進捗状況

①主要経営数値日標

2022年度実績 2024年度目標 連結経常収益 565.2億円 650~700億円 連結経営利益 36.8億円 45~50億円 8.2% 10%水準 連結ROE (前年8.0%) 配当性向14.2% 配当性向20%水準 株主還元 (前年9.6%) 78~84億円 シナジー創出事業 49.1億円 売上高·売上高比率 8.7% 12%水準 373.1% 単体SMR 300~320% (ソルベンシーマージン比率) (前年393.5%)

②主要KPI目標

保険事業	2022年度実績	2024年度目標
損害率	58.9% (前年58.1%)	58~59%
事業費率	34.9 % (前年36.7%)	35~36%
コンバインドレシオ	93.8 % (前年94.8%)	93~94%
シナジー創出事業		
病院事業単体 黒字化	のれん償却前:▲0.7億円 のれん償却後:▲1.5億円	のれん償却後でも黒字 売上30億円へ
遺伝子検査検体数	9.2万件/年	12~15万検体/年
腸内細菌叢 検査数	21.1万件/年	20~25万測定/年
フード売上	63百万円	売上8~10億円へ

サステナビリティに関する取組み

2022年6月にサステナビリティ基本方針を策定し、 12月にはサステナビリティページを新設。 経済的価値と社会的価値を創造する サステナビリティ経営に向けた取組みを推進。

	取り組み内容	関連データ	2021	2022
	■ダイバーシティ ・多様な人材が最大限能力を発揮できるよう女性活躍を	従業員女性割合(%)	61.2	60.9
人	推進するとともに、男女問わず積極的な育児休業取得を推奨	女性管理職割合(%)	31.8	31.2
	■災害支援 ・静岡県土砂災害で被災した犬32頭を救助、保護	男性育休取得率(%)	58.8	77.8
	・「ウクライナのペット救援募金」プロジェクトを 実施 合計56百万円をIFAWへ寄付	発明者数(累計)(名)	66	103
	■ 殺処分ゼロ ・ 保護犬猫シェルター[ani TERRACE]の運営を	hugU譲渡件数(件)	2,377	3,200
どう	・ 休設人猫タエルダー Idill FERRACEJの連名を 開始し、18頭の犬猫を新しい飼い主へ譲渡	譲渡会支援回数(回)	14	22
ぶつ	・疾患の早期発見に向けた	保護犬猫譲渡頭数(頭)	-	18
	どうぶつ健活(腸内細菌叢検査)を推進	どうぶつ健活申込数(件)	188,312	211,731
	■気候変動	Scope1排出量* ^{1,2} (t - CO ²)	207	229
環	・TCFDへの賛同を表明(2023年4月) ・GHGプロトコルに基づくScope1・2の温室効果ガス排出量を算出、公表	Scope2排出量* ^{1,2,3} (t- CO ²)	843	997
境	■脱プラスチック ・健康保険証の素材見直しにより、JIS規格と比較して約42.7%の	電力使用量(千kW)* ^{1.2}	2,023	2,325
	プラスチックを削減	従業員1名あたり排出量 Scope1+2* ^{1,2,3} (t-CO ²)	1.24	1.38

- *1 算出精度の向上により、2021年度の数値を見直しています。
- *2 一部暫定値を含みます。 *3 マーケット基準

2023年度計画

(1)損益計画

経常収益

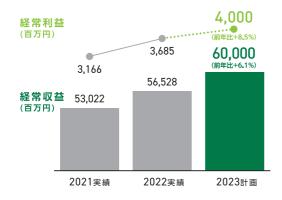
経営環境の変化を見込みつつも、安定的な成長を持続

経常利益

段階的に量と質のバランスを重視する姿への転換を図る

収益・利益ともに 過去最高更新を狙う

①年間計画



②半期累計計画



(2)重点施策

ペット保険の更なる普及と進化

保険の独自性追求

保険金の削減、損害率の改善

契約獲得コストの削減

オペレーション業務の改善

シナジー創出事業の貢献拡大

ブリーディングサポートの更なる強化

動物病院事業の拡大

フード事業の拡大

再生医療を含めた先進医療の展開

共生不動産事業の拡大(資産運用)

「検索・予約」の強化

経済的価値と社会的価値の両立

定時株主総会

会場 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー5階 ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター 郵便番号 160-0023 電 話 03 (3362) 4792



■東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」 1 番出口 徒歩約3分

■都営大江戸線「都庁前駅」E4出口 徒歩約7分

■JR線・京王線・小田急線「新宿駅|西口 徒歩約15分





